

NPO法人日本結婚相談業組合総則

総則

第1条(名称)

この団体は、日本結婚相談業組合【Japan Marriage Consultants Guild】(通称 JMCG)という。

第2条(事務所)

- 1、この組織の主たる事務所を愛知県名古屋市中村区横前町 565番地におく。
- 2、この団体は、前項のほか、従たる事務所をおくことができる。

第3条(目的及び事業)

1、日本結婚相談業組合は、広く一般の個人、企業に対して、成人男女の結婚を奨励し、健全な家族の創造の必要性を啓蒙する。

特に日本社会で古くから美風とされる結婚アドバイザー(仲人)による紹介結婚を見直し、現在の多様化社会に適合する社会システムを再構築する事を提案していく。

2、相互扶助の精神に基づき、各加盟相談所の繁栄と、会員様が幸せな結婚を実現できるような環境を創り出すことのための情報交換及び新規開業者の育成を図る。

3、将来的には、結婚相談事業者の資格認定制度の創設や「マル適マーク」の指定等、社会的信用の確立を図る。

4、結婚を通じて、少子化社会の改善に正面から取り組み、結婚と家庭の創設に積極的に関与しかつ地域社会の発展に貢献する活動を行う。

第4条(活動内容)

1、会員様の立場で問題を考え、会員様の成婚のために最大限の努力をする

①日本結婚相談業組合加盟相談所限定会員様情報交換会「オーシャン」

(三週間に1回木曜開催)

②前各号の情報交換会の企画・運営

③多様化社会に適合する結婚アドバイザー(仲人)の養成と教育

④会員様に婚活中、成婚後を通じて役に立つサービスを提供できる各種優良業者との提携

2、会員様の信頼を得るにふさわしい『安心・安全・迅速・質の高いサービス』を追求する

①結婚相談所におけるスキルアップのためのセミナー・研修会の開催

②結婚相談業に関する産業界、学界、行政や諸外国との共同研究

③企業や団体等への結婚アドバイザー(仲人)導入を支援するあっせん事業

④結婚アドバイザー(仲人)の養成とマル適マーク認定にかかる事業

⑤個人情報保護法、特定商取引法等、各種法令の遵守

⑥コンプライアンス規定の策定・徹底

3、目的を捉え、柔軟な発想で成婚・問題解決にチャレンジする

組織の活動を結合性のある小さな委員会に分割し、それぞれの経験やスキルを連携させることで、会員様が抱える問題やニーズを把握し、解決策を提供する。

第5条（組合員）

1、日本結婚相談業組合の目的に賛同して入会した個人及び企業

第6条（新規加盟についての規定）

1、日本結婚相談業組合への加盟は組合員が候補者を理事会へ推薦する。
2、推薦があった相談所について理事会にて審議しその後オブザーバーとして定例会にお越しいただく。

第7条（退会の規定）

1、退会を希望する組合員は理事へ申し出て頂き、理事会にて承認の上正式退会となる。

第8条（組合員規約）

1、日本結婚相談業組合員はその会員様の入会に際し下記の書類を必ず取得すること。

- ・独身証明書原本
- ・卒業証明書または卒業証書の写し
 - ・本人を特定できるもの（運転免許証、パスポート等）
- ・資格証明書（医師、弁護士などの有資格者）
- ・概要書面
- ・契約書
- ・所得証明書（男性必須 女性はプロフィール記載の場合のみ必要）

2、原則として3週間に1回の定例会に参加すること。

3、情報交換会で知り得た情報には守秘義務があるので個人情報保護法に基づいた、自他会員様の情報管理を徹底すること。

4、他の日本結婚相談業組合員への迷惑行為があった場合は理事会より注意をする。それ以降、改善・向上なき場合には退会となる。

5、会員様の幸せな成婚を一番の目的として活動していること。

6、会員様の料金について適正な価格で契約し、ホームページ、ご案内用資料などに料金を提示していること。

7、会員様とのコミュニケーションがしっかりとれていること。

8、組合員間の連携も密に取れること。（連絡がとれる・折り返しを必ずすること）

9、新聞、雑誌、電波、インターネット等の広告媒体を利用して会員様募集を行うときは次の基準に従うこと。

- ① 特定商取引法、景品表示法、消費者契約法など関係法令を遵守する。
- ② 業界に対する信頼性を著しく損なう恐れのある媒体は選択しない。
- ③ 社名または屋号、サービス名、連絡先（所在地、電話番号等）、業態（役務内容等）を明示する。
- ④ 法律で禁止されている誇大広告は使わない。例えば、「地域ナンバーワン」や「当社だけ」という表現をする場合は広告内に第三者が客観的に判断できる根拠を必ず明記すること。

第9条(理事会)

- 1、組合の運営に関する方向性は理事会で決定される。
- 2、理事会は理事役員の過半数の出席で有効に開催される。
- 3、議事案件は出席理事の過半数の賛成により可決される。
- 4、理事会は定例会当日11時30分から13時で行われる。
- 5、緊急理事会は都度理事長が招集する。

第10条(総則の改廃)

本総則の改廃は理事会の決議による。